

令和7年度第2回調布市国民健康保険運営協議会 議事録

令和7年11月6日（木）午後2時から

文化会館たづくり西館3階 健康増進室

出席委員 伊藤 恵, 喜多 雄章, 野澤 靖明, 藤本 彰,
森 靖, 浅見 直己,
青山 誠, 川畑 英樹, 佐藤 勇彦, 藤川 満恵, 山根 洋平

事務局 (福祉健康部参事) 保田 俊夫,
(保険年金課長) 若松 靖高,
(保険年金課長補佐) 荒谷 太郎, (保険年金課給付係長) 白石 智子,
(保険年金課給付係給付担当係長) 冠木 正廣,
(保険年金課資格課税係長) 阿部 直人

＜凡例＞ 発言者の表記について

- 「会長」 : 運営協議会会長
- 「被保」 : 被保険者を代表する委員
- 「医療」 : 保険医・保険薬剤師を代表する委員
- 「公益」 : 公益を代表する委員

<次 第>

1 開 会

2 議 題

- (1) 国民健康保険税の税率等改定について
- (2) 今後の国民健康保険運営協議会の開催等について
- (3) その他

<資料>

資料 1 国民健康保険税の税率等改定について

参考資料 子ども・子育て支援金制度が開始します（子ども家庭庁資料）

資料 2 今後の国民健康保険運営協議会の開催等について

参考資料 令和8年度実施に向けた国民健康保険税率の改定及び国保財政健全化計画について
(前回運営協議会資料 4)

◆調布市国民健康保険運営協議会委員名簿

◆調布市国民健康保険運営協議会事務局職員一覧

＜議事要旨＞

1 開 会

会長 皆さんこんにちは。お集まりいただきありがとうございます。それでは、ただいまから令和7年度第2回調布市国民健康保険運営協議会を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日も会議を公開して開催いたしますので、ご了承をお願いします。

2 議 題

(1) 国民健康保険税の税率等改定について

会長 それでは、これより議題に入ります。議題（1）「国民健康保険税の税率等改定について」事務局から説明をお願いします。

（事務局から説明）

会長 以上で事務局の説明は終わりました。質問がありましたら挙手にてお願いします。

公益V ご説明ありがとうございます。調布市の国保財政非常に厳しいということは存じ上げておりますので、値上げも致し方なしの思いではあるんですが、こうして実際の数値を見てみると、なかなかにいろんな所得のパターンがあり、厳しいなというのが率直なところでございます。また先程も仰ってましたけれども、国保の加入者の場合、3／4が単独世帯である中で、今回また、子ども・子育て支援金を導入するということに関して、理屈としては理解しても、感情的な反発がある程度出て来るのではないかと思います。ですのでその中にあっては、やはり市としては今まで以上に費用の削減、なるべくコストを圧縮していく、そして、入ってくるものを増やすといった対応をしていただきたいと思いますので、そこでお聞きしたいのです

が、今回値上げするに当たって、市民の方に見せられる形で、収納率の向上に努められるものがあったら、ぜひ市として示して頂きたいと思うところでございます。

2点目がマイナ保険証について、未だに不正な保険給付に関しては全容が見えていないことが長らく言われております、マイナ保険証の普及によって、もしかしたらこのことに対して目途が立ってくるのかな思うところではありますが、マイナ保険証の普及啓発について、値上げに伴い、保険者としてしっかりと対応していることで教えていただけるものがあれば是非おっしゃっていただきたいと思っております。

3点目が先程申し上げたコストの見直しに関して、例えば柔道整復師等診療報酬明細書の二次点検、これも平成22年に確かに導入してから大分時間経っていますので、今後件数自体はどんどん減っている中で、一人当たりの金額がここ数年増えていたと記憶しています。そうしますと、これもまた、見直しをしていく必要があるのではないかなと思いますが、いま3点申し上げた点についてお答えできるものがあればお答え頂ければと思います。

事務局

まず1点目の収納率の向上については、納税課が直接の担当となります、鋭意取り組んでいるところと認識しています。

2点目のマイナ保険証については、評価が難しいところがあると思いますが、実際に皆さんに交付しております保険証の有効期限が丁度切れるタイミングでございましたので、マイナ保険証を持たれている方の利用率というのは上って来ている状況もあるかなと思います。ただ、まだ持たれていない方とか、私共の課で言いますと後期高齢者を含めた対応もありますので、その辺りは、丁寧に対応しつつ、使える方は使って頂くと言うのが必要になってくる、保険証そのものがなくなっているところがありますので、丁寧にやっていく必要があるかなと思っているところでございます。

また、コストの見直しのところですけれど、先程二次点検のところでもお話し頂いたところでありますが、例として、柔道整復師の点検を挙げていただきましたが、例えば医療のレセプトを含めて、点検については引き続き実施していかないといけないところでございますので、それに限ったところだけではありませんが、その他

経常経費含めて予算編成も行いますので、対応していかなければと考えております。

公益V ご説明ありがとうございます。本当に値上げに関しては、是非、市としてしっかり減らせるものは減らしていると姿勢を見せていくことが重要だと思っておりますので、引き続きそう言った取組をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

会長 他にございませんか。

公益R ご説明頂きましてありがとうございます。今の国保の加入世帯の所得状況と給付の件でございますけど、拝見いたしますとなかなか今所得43万円以下の世帯ですか、300万円以下の世帯が非常に多く、担税力を健全に担っている方が少ない状況であることを示していると理解しました。その中で、国保の中に国庫負担がある程度入っているとは思いますが、一方では、加入世帯に担税力がないのにその運営をしろと言われてもなかなか難しい部分もあると思っておりまして、現状国の中での国負担割合をどうするのかなど、議論されている状況などがあるかどうか教えてください。

事務局 医療費に関しては、保険給付しているものの半分が公費ということで一応言われておりますが、直接的には医療給付している部分の32%が国庫負担になっていて、あと調整交付金といった形で国からの給付が9%ですとか、都から9%ということで給付されていくところになりますが、その中で一番大きい国が負担している32%の部分は、当然こういったお話をする中で、加入者の方の負担が大きくなっていく一方という現状もありますので、当然国の負担を増やせないのかという話は出ているところですが、現状ではこの32%という割合を上げるなど、そういう話がなされている様な状況にはないところです。

公益R ご説明ありがとうございます。今、国の方でも議論が進んでいない状況が見えてきたところです。そうすると市として、是非とも国又は都にも要望して、声を上げ

続けて頂いて、国保体制の負担分を変えていただくよう意見をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

会長 他にございませんか。

公益U 税率改定案のご説明ということで内容を理解いたしました。子ども・子育て支援金制度について子ども家庭庁の資料を見ていますけれども、現状未定ということで、これでは何とも言えないなというのが正直な印象です。しかも、18歳未満の子どもの部分からは取らないけれども、それを18歳以上に戻して付けるという点がこの資料1の説明だと思いますが、かたや子ども家庭庁の資料の下に、「支援金制度の導入に当たっては社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様に追加のご負担を求めることがない仕組みとしています。」と書いていますけれども、この資料を見ると、追加のご負担を求める事になっていて、何を言っているのかいまいち理解出来ないところですが、これは国や子ども家庭庁の子ども・子育て支援金制度の18歳未満からは取らない、でも18歳以上からは取るということがどのような改定になっていくのか見せてもらわないと議論にならないと思います。その点を現状事務局として、どの様にご理解、ご認識されているのかを聞かせて頂いてよろしいでしょうか。

事務局 配させていただいたカラー刷りの資料のとおり、子育て支援としてこのような取組が進められており、われわれは、保険料の入りの方、財源になる方を賦課・徴収していくことになりますが、裏面に実際に行われる事業として主なものが載っていて、例えば児童手当は、皆さんも受け取られている方もおられると思いますが、これも拡充されているところですが、財源については、まだこれから直接集める前からスタートしているものもあります。

直接のお答えになるかどうかということもございますが、最後に説明させていただいたとおり、この制度自体が今後3年かけて保険料を見直していくことになっており、後期高齢者医療制度にも関係がありまして、各種会議で出たことをお話しさせていただきますと、今年度の分は今年度の分として決まっていますが、

来年、再来年の分はどうなるかという話が、現状においては、まだ来年度に必要なものを考えながら検討していくというような話しになり、先の見通しがちょっと立っていない様な状況になっております。ですので、こういう形で先程1人当たりの金額を見ていただいて、1か月で割れば何百円ということにはなりますが、これも所得によって違って参りますし、先程見ていただいたように、所得が少ない方も多い中で、皆さんにご負担いただくようなものもありますので、今回もう少し数字も含めてご説明できる機会になれば本当はよかったです、そのような機会にならなかったものですから、引き続き内容がまた出てくるようなりましたら、この会で説明させていただく機会を設けさせていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

公益U

ご説明ありがとうございました。事務局の方でもこれが出てこないということで、大変ご苦労されているだなというのがよく伝わってきました。この税率改定の議論をしている中で、新たに子ども・子育て支援金制度ということでこの負担が加わる中で、その均等割がいくらになるのか、所得割がいくらになるのか、限度額がいくらになるのかといったところがあって、はじめてそれぞれ所得なしのところ、それぞれの収入がいくら位で、モデルに落とし込んで、具体的にどれくらいの負担になるのかというのを見て、はじめてこのようなきちんとした検討ができると思うので、現状では、お話しにならないなというのが率直な感想です。次のスケジュールのところでも詳しい話になってくると思いますので、そこで詳細をお尋ねいたしますが、いずれにしてもこのような税率改定が、他の医療者保険であれば事業主負担というところがあるので、それは被保険者が加入している一人一人の負担というところでは、少しは事業者が持ってくれる分、保険料の負担というところでは、少しは変わってくるのかとは思うのですけど、国民健康保険は全額が加入者にかかってきますので、そういう制度の違いとか、委員も指摘されていましたけれども、やはりこの加入世帯の所得についてそもそも所得300万円以下が全体の8割を超えていたことであったり、世帯の人員数は1人2人が大部分であったり、そういう状況を制度の前提に置いてどうするのかを考えてもらわないと、これはどうなのかなという疑問があるという意見を申し上げさせていただきます。

会長 他にございますか。

事務局 本日ご欠席の委員の方からご意見聴取をさせて頂いたところ、コメントをいただいておりますので、こちらでご紹介させていただきます。「今後国保財政健全化計画に関しては現行の5%を上げざるを得ないと考えていますが、今回は子ども・子育て支援分もあるので、そちらが優先と考えています。」というコメントを頂いております。事務局としてもこちらのご意見も踏まえ、検討していきたいと考えております。

(2) 今後の国民健康保険運営協議会の開催等について

会長 それでは、続きまして議題（2）「今後の国民健康保険運営協議会の開催等について」事務局から説明をお願いします。

（事務局から説明）

会長 以上で事務局の説明は終わりました。非常にタイトなスケジュールということが見て取れるところです。質問等がありましたらお願いします。

公益U 先程の議題の（1）と関連するのですけれども、まず本年度、子ども・子育て支援分が12月下旬に開催してもまだ仮の状態で、その時点で諮問をして、答申は年が明けてからで、場合によっては、答申して即その条例骨子に答申の内容を反映させるということになるんですけれども、現実的にこの辺のスケジュールは、来年の第一回の定例会を見据えて大丈夫なのかなという心配があり、この辺りどうとらえていらっしゃいますか。

事務局 今いただいたとおり、数字が固まった後にも、実際には市の場合は、条例の改正をしないといけないということで、今回の条例がこれまでの区分に対して一つ追加

になるものになりますので、数字としては一区分追加となりまして、それでもすごいことではある訳ですが、その分の条文を想定しただけでも相当量の改正になるだろうとは思っております。こちらで見ていただくときは、そういった条文が改定になって1区分追加になりますということだけになるかも知れないですが、条例を実際に改正するに当たっては、相当な量になるかと思います。そういった大きな改定になりますので、国が示す条例（例）というものに従って作っていかなければならぬ訳ですが、それ自体もまだ十分に示されていないような状況です。とは申しましても決まっていることではありますので、年明け、12月もそうですけれども、ご説明させていただけるものはご説明させていただいて、こちらでもきちと準備を進めて、3月の議会に支障ないように準備を進めていかないといけないと考えているところでございます。

公益U

ありがとうございました。このイメージ図にある内容を条例の中で文字にして数字を示してということですので、間違えないようにやらなければいけないということになりますが、こんなタイトなスケジュールで行わなければならぬということを、この流れに追いやったのは誰かということになると、国のせいでそういうところで実務に影響が出るのだから、こんなタイトなところではやりたくないのだけれども仕方がないのかなと、9割方あきらめではいるというのが私の心情です。

これは敢えてこの場で事務局に言う話ではなくて、国に対する意見として議事録に残るということで申し上げますけれども、こんな実務に負担を極めて強いるようなタイトなスケジュールでやっているということは大変残念ですと、意見を申し上げたいと思います。

会長

他にございますか。

事務局

議題の1つ目でもご案内させていただきましたが、本日ご欠席の委員から2番目の議題についてもコメントをいただいておりますのでご紹介をさせていただきます。「東京都の子ども・子育て支援分の税率提示を見ての開催となるのは、致し方ないことと考えます。」というご意見をいただいております。

会長 ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。なお、次の議題（3）の「その他」において、事務局からも説明があると思いますが、本日の議題に関する件につきましては、次回の第3回の会議において、市長より質問を受ける予定としております。今後、答申を行うにあたり、当協議会としての意見をまとめていくこととなるため、次回の会議では、改めて皆様の意見等をお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(3) その他

会長 続きまして、議題の「その他」ですが、事務局からお願いします。

(事務局から事務連絡) ※質問等なし

会長 それでは、本日の案件は全て終了いたしました。以上をもちまして、第2回調布市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご参集いただきありがとうございました。